

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 1 6 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

平成 28 年 11 月 29 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象
会計課

第 2 監査の期間
平成 28 年 10 月 26 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。

③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

第6 むすび

平成27年度の資金計画及び執行状況をみると、一時借入金の限度額は、一般会計で3,400,000千円、特別会計合計で、1,526,000千円、計4,926,000千円となっている。これを親和銀行、十八銀行に2分して、借り入れ限度額をそれぞれ2,463,000千円としている。平成27年度の最高借入額は4月に1,588,344千円、平成26年度は3月に2,535,430千円、借入累計額は平成27年度に、44,528,500千円、平成26年度は64,860,157千円となっており、いずれの場合も平成27年度が少なくなっており、安定的な資金運用がなされている。これは、やらんば平戸応援寄付金（ふるさと納税）の増額等が要因のひとつと考えられる。

なお、特別会計に借入れが生じる場合は、一般会計の借入れをもって運用することとしており、そのため特別会計の資金運用が分かりにくくなるので留意が必要である。

有価証券、基金等の預金の管理については適正になされていた。また、各課における出納事務について、職員を対象として研修を実施しているが、支払い期限が迫ってからの処理も散見されることから、さらなる事務の適正化への指導を図られたい。